

1 ゼロエミッション実現に向けてプラスチックの減量

ゼロエミッション実現に向けては、かねてから求めてきた再生可能エネルギーの拡大はもちろん、プラスチックごみの削減も鍵を握っている。

①プラスチック削減プログラムの進捗状況

日本のプラスチックごみの約 8 割が容器包装プラスチックであり、そのほとんどが使い捨てである。一人当たりの量は年間約 30kg で、アメリカに次いで多く、世界第 2 位と言われている。

都は「プラスチック削減プログラム」の中で、2050 年 CO₂実質ゼロを目指し、廃プラスチック焼却量について 2030 年までに「2017 年比で 40%削減」という独自の目標を設定している。さらに昨年、取り組みを加速するため「2035 年に 50%削減」という新たな目標を追加した。しかし、焼却量は 2017 年度の 70 万トンからほとんど変わらず推移している状況である。あと 4 年でこの水準まで、あと 9 年でさらに削減しなければならない。



相当積極的に自治体の分別回収を進め、プラスチックの分別と焼却しないリサイクル・リユースを加速していかなければ達成は困難な状況である。

分別とリサイクルを推進するためには、先進的な設備の導入を後押しすることも重要である。

Q1:2030 年度目標の達成に向けて、プラスチック対策をどのように進めていくのか見解を伺う。

A1: 都は令和 2 年度から容器包装プラスチックの分別収集経費等について市区町村を支援する事業に取り組んでいる。また、今年度からは、廃棄物処理事業者による廃プラなどの高度リサイクルを推進するため、画像認識や光学選別等の先端技術を用いた設備の導入を支援している。

意見)集めたプラスチックを材質ごとに分ける光学選別機は有効であり、リサイクル率を高めるためにも支援の強化を要望する。

②プラスチック発生抑制

プラスチック条約の議論がとん挫し、国際的な枠組みの実現が難しくなっているが、解決に向けて発生抑制が重要であることは言うまでもない。とりわけ使い捨ての容器包装プラスチックについて、都が率先して取り組むべきである。

Q2:拡大生産者責任に基づく施策を九都県市などで検討し、拡げることを提案するが、見解を伺う。

A2: 都はこれまで、清涼飲料業界と連携し、使用済みペットボトルを再生利用する「ボトル to ボトル東京プロジェクト」を実施している。また、プラスチックのリデュース・リユースや水平リサイクルを促進するため、先駆的な取組を進める事業者に対し社会実装化や事業拡大に向けた支援を行うなど、プラスチック資源循環に率先して取り組んでいる。加えて九都県市の連携によ

り、製造・小売事業者等と協働して過剰な容器包装の削減を推進している。

意見)「プラスチック資源循環法」では発生抑制やリユースの視点が弱く、拡大生産者責任も徹底されていないという課題が残っている。海ごみやマイクロプラスチック対策も待ったなしの状況である。本気で目標を達成するため、使い捨てプラスチックを国に先駆けて都独自で規制するなど、プラスチックごみの発生抑制の強化を強く要望する。

2 緑の確保策

①緑を増やす施策

都市における緑は、快適な都市環境に欠かすことのできないものである。また、グリーンインフラをはじめ、緑と土の地面を増やすまちづくりは、気候危機対策、ゼロエミッションの実現に向けても大変重要である。

Q3:東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」東京グリーンビズをどのように広げ進めていくのか伺う。

A3:東京グリーンビズは、都民や企業など様々な主体と連携し、自然と調和した持続可能な都市を目指す、百年先を見据えた緑のプロジェクトである。

都はこれまで、都立公園や街路樹等の整備を進めるほか、官民連携により、まちなかの緑の創出やグリーンインフラの導入を推進してきた。また、都民が緑に親しむことができるイベントも実施するなど、緑への関心を高める取り組みを実施してきた。今後も多様な主体と連携し、取り組みの輪を広げ、「みどりと生きるまちづくり」を推進する。

意見)緑の広域計画の策定も始まる。具体的な数値目標を持って進めることが重要である。地球沸騰化と言われるほど夏の暑さは年々厳しくなっている。コンクリートの地面や建物などグレイインフラの多い都心部におけるヒートアイランド対策としても、緑の確保とあわせて土の地面を増やすことを要望する。

②都立公園における緑確保

日比谷公園や葛西臨海公園など、公園の再整備にあたり、著しい緑の減少が懸念されている。

Q4:公園内の緑、特に高木の伐採は極力避け、むしろ増やすべきと考えるが、見解を伺う。

A4:都立公園は、都民が快適で安心して過ごせる憩いの場や多様な生物の生息空間など様々な役割を担っており、その役割を果たすため計画的に樹木を植栽し管理している。整備にあたっては樹木を保全するとともに、新たな植栽も行っている。今後も緑豊かな環境づくりに取り組んでいく考えである。

意見)緑陰をつくる高木を増やすことについて伺ったが、その点については言及がなかった。欧米ではアーバンフォレストやタイニーフォレストなど、都市の中に小さな森を数多くつくる取組が進められており、ヒートアイランド対策としても効果を発揮している。真夏の都心を吹き抜ける風が天然のクーラーのように東京を冷やす、そうした都市環境を目指し、都市の樹木を増やすことを求める。

③農地と田んぼの保全

都市に残る貴重な農地や田んぼを守り、農業者を増やすことは、環境面はもちろん、食料自給の観点からも極めて重要である。都市部では相続や宅地化により農地が減少する一方、農地の貸借が進まず、新規就農者が生産緑地を確保することが難しい状況にある。東京都は担い手支援策として研修支援や農地のマッチングを行っているが、貸借をさらに加速させる必要がある。

Q5:新規就農者が生産緑地を借りて就農できる環境を整えるため、どのように取組を強化していくのか伺う。

A5:都はこれまで生産緑地の貸借を進め、新規就農者や規模拡大を志す農家が農地を確保できるよう、10年以上の期間で貸し出す土地所有者に対し、面積に応じた奨励金を支給する制度を実施している。来年度は、長期貸借の契機となる短期貸借に対し 20 万円の奨励金を交付する取組を開始する。

意見)新規就農者は地域との関係づくりからのスタートとなる。マッチングと継続支援の両面から、都によるフォローを求める。

雨水をためる「天然のダム」として機能する水田は、環境面、とりわけグリーンインフラとしても重要である。連作障害もなく、世界でも有数の優良農地とされているが、一度失われた水田を再生することは極めて困難である。私の地元である国立市の谷保地域にも水田があり、

国立市谷保地域の田園風景



四季折々の美しい田園風景が広がっている。

その田んぼでは毎年、小学生が田植えや稲刈り体験を行っている。

都内に残る水田はわずか 107 ヘクタール、東京ドーム約 23 個分の面積にすぎないが、この 10年間で 3分の 1 以上が失われている。

Q6:地域住民とともに田んぼを守る取組を、都として支援すべきと考えるが、見解を伺う。

A6:これまで都は、栽培技術の指導をはじめ、水田に不可欠な基幹的水路の維持補修等に対する支援を実施してきた。来年度は農作業や生産者が管理する域内水路の維持補修等、消費者等と生産者が協働して水田を保全する取組に対し、最大 300 万円の助成を開始する。

意見)草刈りや泥上げなど、市民と一緒に水路や田んぼを守る活動を広げていく後押しとなることを期待する。

3 子どもの権利に基づく施策

①子どもの意見聴取と施策反映について

こども基本条例の制定から 5 年が経過し、都の施策への子ども参加の仕組みや、子どもの意見聴取の PDCA サイクルが確立してきた。

子どもの声を引き出す役割を担うファシリテーターの育成や、子どもの意見の政策への反映、さらに意見を出した子どもたちに対して「自分の意見がどのように扱われたのか」をフィードバックする仕組みが必要である。また、子どもの意見聴取は学校、地域、福祉など生活の場に近い自治体の主体的な関わりが不可欠である。

Q7:都として、子どもの意見を聴くことについてどのように認識し、取り組みをどのように展開していくのか見解を伺う。

A7:実効性の高い子供政策を実施する上で、子供の声を丁寧に聴き施策へ反映させることは重要である。都はこれまで様々な手法により子供の意見を聴き、政策に反映してきた。具体的には「中

高生政策決定参画プロジェクト」での中高生からの提案を踏まえ、職業体験サイトを設けた。こうした政策への反映状況等は分かりやすく子どもへフィードバックしている。来年度、子どもの声を反映した政策を都内全域に広げるため、市区町村が子供の居場所で様々な声を聴き施策へ反映させ、その状況等を子供へフィードバックする取組に対し3年間補助を実施する。また、子供の声を聴くスキルを持つ人材を育成する研修も実施する。

意見)子どもたちのエンパワーメントにもつながる取組である。好事例を共有しながら進めることを期待する。

②子ども・若者の居場所づくり

一昨年的一般質問で、若者支援団体とも連携した「きみまも」の体制強化とあわせ、夜間も利用できる子ども・若者の居場所を身近な地域に増やすことを求めた。今回、新たに中高生の居場所事業の予算が計上され、大きな期待を寄せている。

Q8:子どもや若者の声を聴きながら、地域の特性に合わせて柔軟な取組を行えるよう求め、見解を伺う。

A8:都は来年度、市区町村が行う中高生の居場所づくりへの補助を行う。この制度では、市区町村が地域の実情を踏まえ、様々な規模や形態の居場所づくりを進められるよう補助区分を設定している。運営経費については開設から3年間支援し、多様な機能を有する居場所の整備に対しても最大3年間助成する。支援にあたっては、中高生が自分らしく過ごせる居場所となるよう、中高生の意見を取り入れること等を要件としている。

4 誰もが共に学べる学校づくり

①インクルーシブ教育

子どもたちが多くの時間を過ごす学校は社会の縮図でもある。学校に様々な人がいて、違いを認め合うインクルーシブ教育が実現していれば、子どもたちは卒業後もそのまま共生社会を継続していくことができる。誰もが地域の学校に通うことができ、様々な背景や特性を持つ子どもたちが共に育ち学ぶ環境づくりが重要である。

Q9:障がいの有無にかかわらず共に学ぶインクルーシブ教育の推進について、知事の見解を伺う。

A9:誰もが互いを尊重し、自分らしく活躍できる共生社会を築くためには、子どもたちの個性を強みとして発揮でき、相手を理解できる教育が重要である。子どもたちが障がいの有無などにかかわらず交流を深めることができる環境を学校の中で整え、個性を認め合い、多様に富む社会の実現を図る。

意見)個性を認め合い、多様に富む社会の実現に向け、ともに進めていきたい。

②学校での支援について

新年度から特別支援学校の分室設置に向けた仕組みづくりの検討が始まる。

Q10:特別支援学校の専門的なスキルを地域の小中学校で活かすことや、障がいのある子どもが公立学校の通常学級で学ぶための支援員配置などの取組についてもあわせて検討することを要望するが、見解を伺う。

A10:障がいのある子どもが通常の学級で学ぶ場合、適切な指導を行うことは重要である。このため都教育委員会は、区市町村教育委員会からの要望に応じ、特別支援学校の教員が様々な知識などを小中学校に提供している。また、通常の学級で教員をサポートする人材の配置を進める区市町村の取組を支援している。さらに、特別支援学校の教員が小中学校に出向き、そうした人材に対

しスキル等を 提供する研修を実施している。これらにより、引き続き障害のある子供の教育を進めていく考えである。

意見)地域の小中学校での対応スキルを高めることは、障がいのある子どもだけでなく、すべての子どもにとって学びやすい環境づくりにつながる。現場からは支援員などの人員 確保が難しいという課題も聞いている。都教育委員会の後方支援を求める。

③障がいのある子どもの学童クラブについて

共働き家庭が増え、障がいのある子どもの保育園への受け入れは大きく進んだ。就学後に もインクルーシブな放課後の居場所として、地域の学童保育所を利用したいという声を複数いただいている。しかし特別支援学校は距離が離れているため待機児童になったり、移 動手段がないため通えないという課題がある。

Q11:学童保育所と連携した移動支援の取組が必要であるが、都の見解を伺う。

A11:都は、学童クラブを利用する児童が学校から敷地外の学童クラブへ安全に移動し、帰 宅できるよう、付添いやバス等による送迎を行う学童クラブを区市町村を通じて支援して おり、特別支援学校に通う児童も対象としている。

放課後等デイサービスの送迎で下校する子どもも多く、帰りのスクールバスを利用する子どもの数が少なくなるという課題もある。スクールバスの朝の送迎時間が早く、共働き家庭にとってバス停までの付き添いが負担であるとの声もある。

Q12:こうした特別支援学校のスクールバス送迎に関する課題について、都の見解を伺う。

A12:教育委員会では、特別支援学校のスクールバスについて、安全で安心な通学手段の確保を図ること等を目的として運行している。現在、スクールバス等の利用状況に応じ、授業終了後の対応をきめ細かく実施している。また、運行ルートやバス停の位置については、学校が保護者の意見や生徒の住所等を 総合的に考慮して決定している。

さらに肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均運行時間の目標を 60 分以内としている。今後ともスクールバスの運行について適切に対応していく考えである。

意見)学童保育の送迎は、入所を判断する際の重要な条件となるため、保護者への情報提供を求める。また、特別支援学校のスクールバスをより柔軟に運行できるよう、小回りの きく車両サイズの検討なども要望する。地域の学校に歩いて通えるインクルーシブ教育 は、こうした送迎の課題解決にもつながるものであり、ともに進めていきたいと考える。

③起立性調節障害について

子どもたちの自己肯定感を高め、楽しく通える学校は、不登校対策のみならず、すべての子どもにとって居心地の良い場所である必要がある。例えば外からは分かりにくい疾患のため誤解を受け、学校生活がつかなくなることもある。その一つが起立性調節障害である。

当事者である高校生から話を伺った。起立性調節障害は自律神経の不調により主に思春 期に発症し、めまいや立ちくらみ、頭痛、強い倦怠感、朝起きられないなどの症状が現れる。午前中は体調が悪く、午後から夜にかけて症状が改善するという特徴があり、「怠け ている」と見えることも多いため、社会の理解と配慮が不可欠である。

そこで、起立性調節障害について広く理解を広めるための周知・啓発を求める。

Q13:あわせて教員の理解不足による二次被害が生じないよう、都立・公立学校における 教職員向けの啓発や研修を充実させるべきと考えるが、見解を伺う。

A13:公立学校において、生徒の様々な病気に関する正確な理解を広げる取組は重要である。その一つである起立性調節障害については、医師会が作成した手引書の中で、内容を学校医に紹介している。具体的には、めまいや立ちくらみが起こること、寝起きが悪く午前中は調子が悪いなどの症状があることを示している。教職員にも冊子を配布し、養護教諭などがこうした病気について正しく理解できるようにしている。さらに、都立学校の教員向けに専門医による講演会を開催し、様々な病気について学ぶ機会を設け、その中で起立性調節障害についても説明している。

意見)教員向けの取組は行われているが、私の周囲ではまだ認知が十分とは言えない印象である。保健だよりで取り上げることや学校での講演会開催など、教員だけでなく保護者や子どもたちにも広く周知・啓発を行うことを要望する。

④外国にルーツがある子どもについて

東京には外国にルーツを持つ子どもが数多くいる。外国にルーツを持つ子どもたちが制度の狭間に取り残されることのないよう、教育の機会を確保し学びを保障する必要がある。

Q14:外国にルーツを持つ子どもが都立高校に入学し卒業できるよう、入学試験における配慮と日本語指導体制の整備をさらに進めていくべきと考えるが、見解を伺う。

A14:都立高校において、日本語の理解が十分でない生徒を受け入れるとともに、入学後に日本語を習得できるよう後押しすることは重要である。教育委員会では在京外国人生徒等を受け入れるための入学試験を都立高校で実施している。そうした試験では問題用紙にひらがなのルビを振る配慮を行っている。これ以外の受験をする生徒についても辞書の持ち込みや試験時間の延長も認めている。さらに、入学後は日本語を教える外部人材の活用を図り、適切に指導している。

⑤学びのセーフティーネットとしての都立高校について

都立深沢高校では今年度より内申点を使わない入試の選択が始まり、4月からは新たな学びの場としてのスタートとなる。

Q15:学びたい人が学びたい時に入学でき、高校卒業資格を得ることができるよう、都立高校が公教育のセーフティーネットとしての役割を果たせるような改革を進めるべきと考えるが見解を伺う。

A15:多様な困難を抱える生徒を都立高校で受け入れ、適切な教育を行うことは重要である。都立高校では、不登校経験のある生徒などに対して専門家による相談体制を設けるなど、生徒が抱える事情や状況に応じた様々なサポートを実施している。また、チャレンジスクールの受入規模を拡大し、困難を抱える生徒に対応した教育ができる環境も整備している。これらの取組を総合的に進め、適切に対応していく考えである。

意見)時代のニーズに合わせて学校のあり方も変化していく必要がある。学びのセーフティーネットとしての都立高校の役割をしっかりと位置づけ、取り組むことを求める。

5 包括的性教育

包括的性教育とは、身体や生殖の仕組み、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念、ジェンダー平等、多様な性のあり方などを総合的に学ぶものであり、国際的にはスタンダードとなっている。東京で育つ子どもや若者が正しい知識と情報を得て、自分も他者も大切にできるようになるため、以下質問する。

①ユースヘルスケアについて

東京ユースヘルスケア推進事業として、ユースクリニックが新たに始まる。中高生や若者の悩みの相談が専門的な支援につながる場として期待している。

Q16:ユースクリニックでは、性に関することを含む健康課題について、具体的にどのような取組が行われるのか伺う。

A16:都は来年度、中高生など若者の身体や心の悩みに対応する医療機関である「ユースクリニック」への補助を開始する。具体的には、看護師などの専門職による個別相談のほか、ユースクリニックを気軽に体験できる機会の提供、緊急避妊や妊娠判定に係る診療などを行った場合の経費を支援する。

意見)性交から妊娠に至る経過や避妊に関する正しい知識は、自分と相手を守るために不可欠である。緊急避妊薬や妊娠への対応などの支援も行われるとのことであり、こうした取組により、若者が身近な地域で相談しやすい環境が整備されていくことを望む。

②性暴力被害者支援について

性暴力被害者支援について、新たに男性向け相談窓口を開設することは評価する。一方で、被害者の多くを占める女性については、引き続き性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターなどによる相談・支援の充実が求められる。

Q17:支援センターによる対応の後、困難を抱える女性支援の仕組みへつなげる取組はどのように行われているのか伺う。

A17:都は性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、24時間365日体制で被害者からの電話相談を受け付けている。相談内容に応じて対面相談や病院・警察等への付添いにつなげるなど、関係機関と連携し、被害直後からの総合的な支援を実施している。

意見)「性暴力は許されない」というメッセージを発信することはもちろん重要であるが、被害にあった際に寄り添う公的な支援の仕組みがあることも極めて重要である。庁内および関係機関の連携による支援のさらなる充実を求める。

③「性教育の手引き」を活用した授業と人権教育

ユースクリニックやワンストップ支援センターの取組も、そこにつながるための学びがなければ十分に機能しない。また、性暴力被害を防ぐだけでなく、加害を防止する観点からも教育は重要である。

Q18:「性教育の手引き」を活用し、産婦人科医と連携した授業など、性に関する知識を学ぶ機会や、学校において性暴力・デートDV防止、性の多様性などを人権教育として学ぶ機会は、授業としてどのように保障されているのか伺う。

A18:教育委員会では性教育に関する冊子を作成しており、この冊子を踏まえ、産婦人科医が講師となって公立中学校で授業を行う取組を支援している。また「人権教育プログラム」を作成し、公立学校の教員等に配布している。さらに人権課題への理解を深めるための研修会を開催している。学習指導要領に基づき、児童・生徒が適切に判断し行動する力を育むとともに、人権尊重の理念について正しく理解する教育を推進している。

意見)産婦人科医が講師となる授業は、性交や避妊について学ぶことができる貴重な機会である。しかし現時点では40校での実施にとどまっている。生活文化局が実施しているデートDV防止・相談事業などとも連携しながら、総合的に分かりやすく伝えていくことが重要である。

④性を含む健康情報に関する施策の庁内連携について

Q19:そこで、性を含む健康情報に関する施策の庁内連携について伺う。子供政策連携室はどのような仕組みを構築していくのか。

A19:都は思春期特有の健康上の悩みを解消し、10代の子供・若者の健康を増進するため、組織横断の推進チームを立ち上げている。これまでも子供政策連携室が総合調整機能を担いながら関係局と連携し、福祉・教育など政策分野の垣根を越えて、ユース自らの健康管理を後押しするとともに、ユース目線に立った相談環境の整備を進めてきた。今後も組織横断の推進チームを構成する各局と連携し、発信内容の充実を図るなど、ユースの心身の健康や性に関する様々な不安・悩みの解消に向けた取組を進めていく考えである。

意見)文部科学省は、刑法に明記された不同意性交罪について教えやすくするため学習指導要領の改訂を進めるとしている。性交について直接触れることを制限している、いわゆる「歯止め規定」の見直しも含め、時代に即した改訂となることを期待する。都においても取組を前進させ、国際都市にふさわしい学びを提供していくことを要望する。

6 ケアラー支援について

①若者ケアラーについて

会派代表質問で知事から「ケアラー支援の負担軽減に向けた取組を進める」との答弁があり、大きな前進であると受け止めている。18歳以上の若者ケアラーは、進学・就職・結婚など人生の大きな選択をする時期に家庭のケアを担うことで、自らの将来を諦めざるを得ない状況に置かれることがある。一方で支援につながりにくい年代でもあり、「自分がケアラーであると認識していない」ケースも多いと聞く。

Q20:来年度、新たに実施される若者ケアラー調査においても対象者へのアプローチの工夫が必要であるが、どのように取り組むのか見解を伺う。

A20:これまで若者ケアラーに関する調査は大学生の一部や支援団体を対象とするものが多かった。教育機関や支援団体につながっていない若者ケアラーも把握できるよう、インターネットを活用して対象者を抽出し、WEBアンケートにより調査を実施する。調査にあたっては、家事負担の状況など具体的な生活行動に着目した設問を設けることで、ケアラーとして自認していない若者の声も拾えるよう工夫する。